

令和8年度 東播工業高等学校 生徒募集要項

兵庫県立東播工業高等学校
〒675-0057 加古川市東神吉町神吉1748-1
TEL 079-432-6861
FAX 079-432-6862

1 募集定員

本校が設置する工業に関する各学科の募集定員（機械科80名、電気科80名、建築科40名、土木科40名）から推薦入学による合格者数を減じた人数とする。

2 スクール・ポリシー

- (1) グラデュエーション・ポリシー（育成をめざす資質・能力に関する方針）
ア ものづくりの基礎・基本となる技術・技能を応用し発展させ、工業の諸課題を主体的、合理的に解決し、産業社会で活躍する生徒を育成する。
イ ものづくりを通して、職業人としての自主性、豊かな人間性、創造性を育成する。
ウ ふるさと貢献活動を通して、地域社会の構成員としての自覚と責任感を身につけ、地域に貢献できる専門的職業人を育成する。
エ 部活動の充実、活性化により、自己肯定感を高め、責任感や社会性を身につける。
- (2) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）
ア ものづくりを通して、専門的職業人に必要な基礎的知識・技術を身につけ、多様な問題の解決に向かう発展的な学びを展開する。
イ インターンシップや体験活動を通じて、専門的職業人としての勤労観・職業観を育むキャリア教育の充実を図る。
ウ 地域の伝統産業や高度熟練技能者との連携を図り「技の伝承」に努め、高度な技術を活かした探究活動を展開する。
- (3) アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れに関する方針）
ア 将来のスペシャリストとして必要とされる知識や技術の習得に真摯に取り組み、向上心を持った生徒を募集する。（学習態度）
イ 地域社会に生きる人として、他者を思いやる心、命を大切にする心を持った生徒を募集する。（生活態度）
ウ 将來の職業人として先を見据え、夢の実現のために努力ができる生徒を募集する。（進路実現）

3 選抜方法

- (1) 入学者選抜の方法は令和8年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱（以下、「選抜要綱」という）による。
- (2) 特別活動、部活動及び学校外における活動において、その活動が特に顕著な内容を有する者は、選抜要綱に基づき「特別活動、部活動等に関する特別取り扱い」を行う。
- （部活動） バレーボール(男)、野球(男)、バドミントン、剣道、ソフトテニス(男)、バスケットボール(男)、新体操、ハンドボール(男)、サッカー、フェンシング、柔道、陸上競技、吹奏楽、学校外活動（ものづくりに係る諸活動）

4 出願資格

- 入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)のいずれかの事項に該当し、(4)または(5)の条件を満たす者とする。
- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程等（以下「中学校」という）を令和8年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という）する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 中学校卒業者と同等以上と認められる次のいずれかに該当する者
- ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（令和8年3月に修了する見込みの者を含む）
イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和8年3月に修了する見込みの者を含む）
ウ 文部科学大臣の指定した者
エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

- オ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 兵庫県下に本人が保護者（本人に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がないときは、本人の後見人をいう）とともに居住している者
- (5) 県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある者のうち、本校校長の入学志願承認を得た者

5 システムにおける出願方法

- (1) 志願者の行う手続については次のとおりとする。
- ア 志願者は、令和7年12月15日（月）16:00以降にインターネット出願に関する「アクセス案内」の2次元コードを読み取り、インターネット出願システム（以下、「システム」という）にアクセスして、志願者アカウントを登録する。
- ※ 県外及び海外等からの志願者は、必ず兵庫県教育委員会事務局学事課に問い合わせた上で、志願者アカウントを登録し、入学志願承認申請手続をシステムで行い、本校校長の入学志願承認を得ること。その上で、以下の手続きを行うこと。
- イ 志願者は、出願情報をシステムに登録する。
- ウ 志願者は、中学校長による出願の承認手続が進められるよう、入学考查料2,200円をクレジットカード決済、コンビニエンスストア決済、Pay-easy（ページー）決済のいずれかの方法で支払う。
- エ 志願者は、受検票が印刷可能になれば、A4コピー用紙（普通紙）に印刷して検査当日に持参する。
- オ 志願者は、マイページで合否結果を確認する。
- (2) 中学校等の行う手続は次のとおりとする。
- ア 中学校は、志願者の出願情報や入学考查料支払等に不備がないことを確認する。
- イ 中学校は、調査書情報等をシステムに登録する。
- ウ 中学校は、添付書類等、高等学校が必要とする書類等をシステムに添付する。
- [出願手続きに必要な添付書類]
- (ア) 過年度卒業生の場合は、住民票記載事項証明書（様式6）
- (イ) 第12105項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- エ 中学校長は、第1016項に定める中学校長承認期限令和8年2月27日（金）12:00までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。
- ※システムの操作方法については、インターネット出願のウェブサイトにあるマニュアルを参照すること（<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/koko/nyuushi/shutsugan>）
- (3) 県外等から本校を志願する者の手続は次のとおりとする。
- ア 志願者は、入学志願承認申請手続をシステムで行い、志願先高等学校長の承認を得なければならない。
- イ 志願者は、特別事情の内容による必要書類および高等学校が必要とする書類等をシステムに添付する。
- ウ この件に関する事務手続は、令和8年2月25日（水）12:00までにシステムで行う。

6 志願変更

- (1) 志願者は第1016項に定める志願変更中学校長承認期限までに、次のいずれか1回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。
- ア 単独選抜から単独選抜（多部制を含む）への志願変更
- イ 複数志願選抜から単独選抜（多部制を含む）への志願変更
- ウ 出願した志願校内の単独選抜実施学科から複数志願選抜実施学科への志願変更
その場合、第2志望校を志願することはできない。
- エ 出願した志願校内の他の科への志願変更
- (2) 志願変更の手続は次のとおりとする。
- ア 志願変更する者は、システムで志願変更手続を行う。
- イ 中学校長は、志願変更中学校長承認期限までに、志願変更の承認を行う。
- ウ 志願変更前の高等学校が承認した後に、志願変更先の高等学校による承認を行う。
- エ 志願変更の場合の入学考查料については、第2007項による。
県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制課程から定時制課程（多部制を含む）に志願変更する場合は、改めて入学考查料を要しない。定時制課程（多部制を含む）から全日制課程に志願変更する場合は、入学考查料の差額を支払う。県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考查料を支払う。ただし、先に支払った入学考查料は還付しない。

- (3) 志願変更の期間
令和8年2月27日（金）12:00～3月4日（水）12:00まで

7 出願に関する留意事項

- (1) 志願者は、中学校長承認期限を過ぎると出願できない。また、志願者は、中学校出願承認情報等の変更はできない。
- (2) 中学校長がシステムに添付する書類等のファイル形式は、jpg、jpeg、png、xlsx、docx、pdf のいずれかとする。
- (3) 名前等については、システムに表示できる文字を使用し、システムに表示できない場合、中学校長は、表記に関する申告書（様式8）を作成し、システムに添付する。また、外国人の場合、住民基本台帳の記載をシステムに登録する。

8 検査期日、場所及び内容等

- (1) 期　　日 令和8年3月12日（木） (集合時間 8:30)
(2) 受検会場 本校 (集合場所 体育館)
(3) 時　　程

時　間	8:30 8:50	8:40 10:00	9:10 11:10	10:20 11:20	11:30 12:20	昼　食	13:10 14:00	14:20 15:10
検　査	集　合	注　意	国　語	数　学	社　会		理　科	英　語

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。

（4）受検当日の注意事項

- ア 受検当日は、受検票、筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル・消しゴム）、直定規、コンパス、腕時計、昼食、水筒、上履き、靴を入れる袋を持参すること。
- イ 以下のものは、検査室へ持ち込むことを禁止する。
下敷き、筆箱、三角定規、分度器、計算機（時刻表示付きを含みます）、分度器・計算機等が付いた定規、計算機や辞書機能等が付いた時計、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等、その他受検に必要なもの。所持していることが判明した場合、不正行為とみなすことがある。
- ウ 各検査開始後10分以内の遅刻の場合においては受検を認めるが、検査時間の延長は行わない。
- エ 受検票を忘れた場合は、事務室へ申し出て再交付を受けること。
- オ その他、受検に関して不明な点は、出身中学校に問い合わせること。受検当日の問い合わせ、連絡などは高等学校へ直接問い合わせること。
- カ 受検者は検査終了まで校舎外へ出ることはできない。

9 合否結果の発表

- (1) 合否結果は、令和8年3月19日（木）10:00以降にシステムにログインし、マイページにて確認すること。
電話等による問い合わせには応じない。
- (2) 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することはできない。
- (3) 合格者説明会 令和8年3月23日（月）13:00 必ず合格者、保護者ともに出席すること。

10 追検査について（感染症の罹患やその他やむを得ない理由で欠席した場合）

学力検査に出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により学力検査を受検できなかった者は、追検査を受検することができる。追検査の実施期日は3月26日（木）とする。実施内容等の詳細は、別途定める。

11 インターネット出願に関する問い合わせ先

- システムの操作方法等については、以下に問い合わせること。
- 受付時間 令和7年12月15日（月）～令和8年3月31日（火）
- (1) コールセンター（ヘルプデスク）平日9:00～17:00 043-400-3425
- (2) 問い合わせフォーム 24時間受付
システムのログイン画面または、システムにログインしメニューからリンクにアクセスして問い合わせ内容を入力。